二～五　（略）

六　法第六十九条第一項若しくは第五項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により農林水産大臣に報告した事項

七　（略）

２　（略）

（準用）

第九十一条の七十九　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）		
第九十一条の二十五第一項	（略）	（略）	（略）		
第九十一条の二十五第二項	法第二十三条の二の五第三項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第三項	（略）		
	第九十一条の二十三第一項	第九十一条の七十第一項	（略）		
	法第二十三条の二の五第五項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第五項	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）		
第九十一条の二十五第五項	（略）	（略）	（略）		
第九十一条の二十五の二	法第二十三条の二の五第五項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第五項	（略）		
	法第二十三条の二の五第一項	法第二十三条の二の十七第一項	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の	法第二十三条の二の十七第一項	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項
	第十五項の	第十五項	第十五項		
第九十一条の二十五の三第一項	法第二十三条の二の五第一項	法第二十三条の二の十七第一項	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項		

二～五　（略）

六　法第六十九条第一項若しくは第四項又は第七十五条の二の二第一項第二号の規定により農林水産大臣に報告した事項

七　（略）

２　（略）

（準用）

第九十一条の七十九　（略）

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）	（略）
第九十一条の二十五第一項及び第二項	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
第九十一条の二十五第五項	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）